

広島県告示第四百八号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定によつて、国土調査の成果を次のとおり認証した。

令和二年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 調査を行った者の名称

三原市

二 調査を行った期間

平成二十九年九月から平成三十一年一月まで

三 成果の名称

三原市地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

三原市本郷町善入寺の一部

五 認証年月日

令和二年三月十九日